

求職者支援制度関係資料

平成25年11月12日
職業安定分科会雇用保険部会(第93回)
配布資料

これまでの意見のまとめ

《制度の認知、訓練受講への誘導》

- 制度が十分に認知されているかという点に関連して、典型的な受講者像を把握すべき。

《必要な訓練の確保》

- 産業構造など地域のニーズを踏まえたコース設定が必要であり、訓練の中止率を下げていくためにも、ニーズを把握して受講者と就職の受け皿をマッチングさせることが重要である。
- 訓練の質・量の確保という観点から、訓練の地域的な偏在の解消に資する上でも、中止率に注目する必要がある。
- 受講者と訓練機関との関係など、訓練機関に関する分析も必要ではないか。

《訓練期間中の生活支援の効果》

- 求職者支援制度における職業訓練受講給付金では月10万円の給付がなされる一方で、雇用保険制度における基本手当が月10万円に満たない者が約1割程度いるアンバランスの解決策を検討すべき。
- モラルハザードに留意しつつ、訓練を欠席するやむを得ない理由について、証明方法を多様化するなど、職業訓練受講給付金を受けながら、安心して訓練を受講できる制度運用にするべきではないか。
- 訓練期間中に就職面接を受けた場合でも、やむを得ない理由による欠席とされているが、就職に結びつけることが制度の目的であることを鑑み、何らかの配慮が必要ではないか。
- 交通機関の遅延による遅刻は、やむを得ない理由による欠席とされるが、地域の交通事情も考慮した対応となるよう配慮が必要。

《安定就職》

- 就職率が7割を超えるなど効果は出ているが、雇用期間の定めの有無や雇用形態、雇用保険加入状況といった就職の内容について、正確に実態を把握すべき。
- 例えば短期間のアルバイトに就職してもそれを「就職」としてとらえていくべきか。
- 就職できていない方について、訓練内容やハローワークによる支援が適切であったか分析が必要ではないか。

《財源》

- 求職者支援制度の創設時に、国庫負担は1/2(暫定でさらにその55%)となり、残りは雇用保険料で賄われることとなったが、これまでの労働政策審議会での議論の通り、国が全額負担すべき。また、緊急人材育成支援事業の残額の活用についても実施すべき。

論点について (案)

- 求職者支援制度は雇用保険の受給を受けることができない者を対象とする第2のセーフティネットとして位置づけられるものであることを踏まえ、例えば、非正規雇用の経験しかない者や生活困窮者といった訓練受講が必要な方が訓練を受講できるようになっているか、また、受講生の希望や能力・経験等や労働市場の状況、地域のニーズなどを踏まえた多様な訓練が設定できるようになっているかといった観点から、訓練の確保・充実や訓練への誘導のあり方についてどのように考えるか。
- 訓練実施機関が、必要となる訓練を十分に実施できるようにするとともに、訓練の質を確保していくための方策についてどのように考えるか。
- 職業訓練受講給付金の金額や支給要件が「訓練受講を容易にする」という趣旨から妥当なものとなっているか検討することについてどのように考えるか。
- 職業訓練受講給付金を受給するために、「やむを得ない理由」による欠席の場合でも8割以上の出席日数が求められる要件について、制度の最終目標が就職であることを踏まえ、就職面接による欠席の場合などの取扱いをどのように考えるか。また、「やむを得ない理由」や欠席のカウント方式についてもモラルハザードに留意しつつ、訓練を受けるべき者が適切に訓練を継続できるようにするために見直しを検討することについてどのように考えるか。
- 訓練受講後の就職について、より安定した就職につながるよう、ハローワークや訓練実施機関による就職支援や就職の内容に応じた取扱いについてどのように考えるか。
- 求職者支援制度の財源についてどのように考えるか。

訓練への誘導や受講者の能力、経験等を踏まえた求職者支援訓練の確保・充実のあり方について(※職業能力開発分科会でも議論)

■ハローワークにおける周知や受講者誘導の取組等

<周知の取組状況>

ハローワーク内において、制度を紹介するポスター等を掲示するとともに、訓練実施機関のコースごとに訓練の内容などを記載したリーフレットを配布。

さらに、労働局・ハローワークごとに、地域の実情等を踏まえて、周知のための取組を工夫しながら実施。

【取組例】

- 福祉事務所など関係機関への周知依頼、関係機関職員に対する説明会の開催
- QRコードを記載した名刺サイズのカードの配布
- タウン情報誌等への制度紹介記事の掲載
- JRの駅構内などに制度を紹介したパンフレットを配架
- 訓練実施機関によるPRシート(訓練風景の写真、コースの特徴などを記載)の作成、ハローワーク内で掲示
- 訓練実施機関による受講者向け訓練説明会の開催
 - ・同一の分野で複数の訓練実施機関が実施する場合など、どちらが希望に沿った内容となっているかを確認
 - ・訓練内容がわからない場合に訓練コースの具体的内容や修了後の就職イメージなど直接相談が可能など

【参考】

「求職者支援制度をどのように知ったか」(平成24年度JILPT調査:複数回答)

ハローワークのパンフレット等の広報	40.6%	家族や友人・知人に勧められた	25.9%
ハローワーク職員に紹介された	31.4%		

<受講誘導等>



本人が受講を希望



職業相談等



生活相談等

ハローワーク

<訓練担当>

- ・キャリア・コンサルティングの実施
- ・制度の詳細説明
- ・訓練コースの選定・申込み

↓
訓練実施機関における選考

↓
就職支援計画の作成

<職業相談窓口など>

就職に向けて、訓練受講が必要と考えられる場合には、訓練の受講を勧奨。
例えば、1年以上の長期失業者、非正規労働者としての期間が1年以上の者など特に訓練の受講が就職のために有効と考えられる者に対して積極的に勧奨。

↑
関係機関(福祉事務所など)
制度の紹介、勧奨



訓練受講開始

例えば選考に落ちた場合や、訓練コースが中止された場合(募集定員の半数に満たないような場合)には、受講申込者に別の訓練コースの情報提供をし、再度応募してもらうなどの取組を実施。
※訓練コースを募集する場合には、中止に至らないよう、応募が低調な場合には、可能な範囲で募集期間の延長等を実施

取組例

- ハローワークの各部門間の連携
- ハローワーク職員に対する研修(例:訓練イメージや訓練効果を求職者に具体的に紹介できるよう、訓練実施機関の見学会の実施等)

取組例

- 地方自治体との一体的実施窓口(生活保護受給者等の支援拠点)における訓練の説明会の開催
- 福祉事務所職員等に対する制度内容の研修など



■関係機関からの意見

- 就職意欲が高く、そのための訓練受講を希望していても、出席要件などから訓練受講を断念してしまう場合もある(週1回の通院が必要など)。
- 就労経験が少ない者などが就職しやすい分野において、就職に直結する訓練コースを充実してほしい。
- 就労経験が少ない者など、いきなり3か月のコースであったり、丸一日座学の訓練を受けたりすることを乗り越える自信がない者もあり、希望はあっても訓練受講に踏み切れない場合もある。一度給付金を受給すれば訓練が合わないと断念した際に次のチャレンジが事実上困難になる。段階を踏みながら支援するような仕組みはとれないものか。
- 長期間働いていない場合に、体力が落ちていることもあり、いきなりフルタイムということをする、仕事等についていけなくなり、またもとに戻ってしまう場合もある。
- 成功体験が少ない者も多い。自信を取り戻させながら、自立するまで見守っていくことも必要。

■現行制度の概要(訓練の概要)

- 訓練期間 : 3か月~6か月
- コース

基礎コース	基礎的能力を習得
実践コース(介護、ITなど)	基礎的能力から実践的能力までを習得

※1年以内に両コースを連続受講することは不可

- 給付金の不支給要件 : 給付金を受給して受講した場合、6年間給付金を受給できない。
- コース設定 : 毎年度定める訓練実施計画により、基礎コース・実践コースや訓練分野等ごとの定員枠を定め、訓練を設定。

＜検討の方向性＞

- 制度の周知にあたっては、福祉事務所等関係機関とのさらなる連携などを含め、真に支援が必要な者を制度の利用につなげていくことができるよう、取組みを充実するべきではないか。
また、ハローワークにおける訓練への誘導についても、適切な訓練へのあっせんをより一層効果的に行うべきではないか。
- 現行の訓練期間の幅や訓練の分野、受講方法などについて、受講者の能力や経験等を踏まえた多様なコースが設定できるよう見直しが必要ではないか。

必要となる訓練の質・量を確保するための取組（※職業能力開発分科会で議論）

○論点（第71回職業能力開発分科会（平成25年9月18日）提示（抄））

- ・ 労働市場の状況や地域のニーズをより一層踏まえた訓練の設定方法についてどのように考えるか。この場合、過去の訓練の就職率を用いているコースの認定方法も検討する必要はないか。
- ・ 訓練実施機関が、必要な職業訓練を十分に実施できるよう、受講者の出席や就職実績に応じて支給している認定職業訓練実施奨励金のあり方についてどのように考えるか。また、訓練の質の確保・向上や適正な訓練運営のための方策についてどのように考えるか。

職業訓練受講給付金について(※雇用保険部会で主に議論)

■現行制度の概要

○種類と額

職業訓練受講手当：給付金支給単位期間ごとに10万円

通所手当：給付金の支給要件を満たしている者であって、通所のために公共交通機関等を利用する場合に交通費を支給

○支給要件

給付金支給単位期間において、次の①～⑦のすべてを満たす場合に支給。

- ① 収入が8万円以下であること
 - ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
 - ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
 - ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
 - ⑤ 訓練の全ての実施日に出席していること
(やむを得ない理由により出席しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
 - ⑥ 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
 - ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
- ※世帯＝同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

○手続

毎月1回の指定来所日にハローワークに来所して支給を申請。
さらに、給付金の受給者は、融資を受けることが可能。

【受給状況(平成24年度・男女別)】

	初回受給者数	割合
合計	58,439	100.0%
男性	24,025	41.1%
女性	34,414	58.9%

※ 初回受給者とは、訓練開始後に初めて職業訓練受講給付金の支給決定が行われた者

【支給決定・不支給決定件数(平成24年度)】

	件数[件]	割合
合計	251,140	100.0%
支給決定件数	240,879	95.9%
不支給決定件数	10,261	4.1%

【通所手当 受給状況(平成24年度)】

通所手当受給者数	平均受給額(円)
51,509	10,261

【融資件数(平成23～24年度)】

	件数	融資額(千円)
総数	3,390	1,084,360
世帯	1,637	676,830
単身	1,753	407,530

■職業訓練受講給付金に対する指摘等

■労働政策審議会建議(求職者支援制度について)(抄)

第2 求職者支援制度の方向性

4 給付について

(3)給付額・種類について

- 給付額については、就労しないというモラルハザードとなるものであってはならないが、訓練期間中の生活を支援するための給付として、一定の水準とすべきである。
- 具体的な水準については、現行の基金事業においては、一律月10万円(世帯の場合12万円)とされていることとの継続性を考慮し、制度創設時においては、生活を支援する給付として現行と同様の水準である月10万円とすべきである。
- 地域によっては、訓練の実施場所によって交通費負担が重くなり、これが訓練受講の妨げとなることから、生活を支援するための手当に加え、交通費も支給することとすべきである。
- なお、雇用保険の給付が求職者支援制度の給付と比較して低い額となる者が存在することとなるが、雇用保険の給付と求職者支援制度の給付のバランスについては、引き続き検討する必要がある。

■衆議院厚生労働委員会における求職者支援法に対する附帯決議(抄)

- 二 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。

■参議院厚生労働委員会における求職者支援法に対する附帯決議(抄)

- 二 「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。

■全国一律の給付額に対する受講者等からのご意見・ご要望

- 東京など都市部においては、月10万円という額では、本人収入要件で認められている8万円以内の収入を足しても生活が難しい。一方で、地域によってはパートなどである程度働いても10万円も得られないところもある。地域の実情に合わせるべきではないか。

■参考資料

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者の給付額

公共職業訓練を受講する雇用保険受給者には、1日当たり基本手当日額に受講手当を加えた額が支給される。
※受講手当は訓練受講日のみ支給。これに加え、別途通所手当等が支給される。

例：最低賃金でフルタイム働いていた雇用保険受給者が公共職業訓練を受講した際に受ける1か月分の給付額

○最低賃金で週5日、1日8時間働いた者の賃金日額は4,365円

※ $764\text{円}(\text{最低賃金の加重平均}) \times 8\text{時間} \times 5\text{日} \div 7\text{日}(1\text{週間}) = 4,365\text{円}$

○上記の者が失業した場合の基本手当日額は3,492円

※ $\text{賃金日額}(4,365\text{円}) \times \text{給付率}(0.8) = 3,492\text{円}$

○上記の者が公共職業訓練を受講した際に受ける給付総額は115,760円

※ $\text{基本手当日額}(3,492\text{円}) \times 1\text{か月分}(30\text{日}) + \text{受講手当}(500\text{円}) \times \text{訓練日数}(22\text{日}) = 115,760\text{円}$

参考 最低賃金664円の場合(沖縄等) 総給付額は102,050円

最低賃金869円の場合(東京) 総給付額は127,910円

平成25年度の最低賃金の平均水準

加重平均時間額 764円

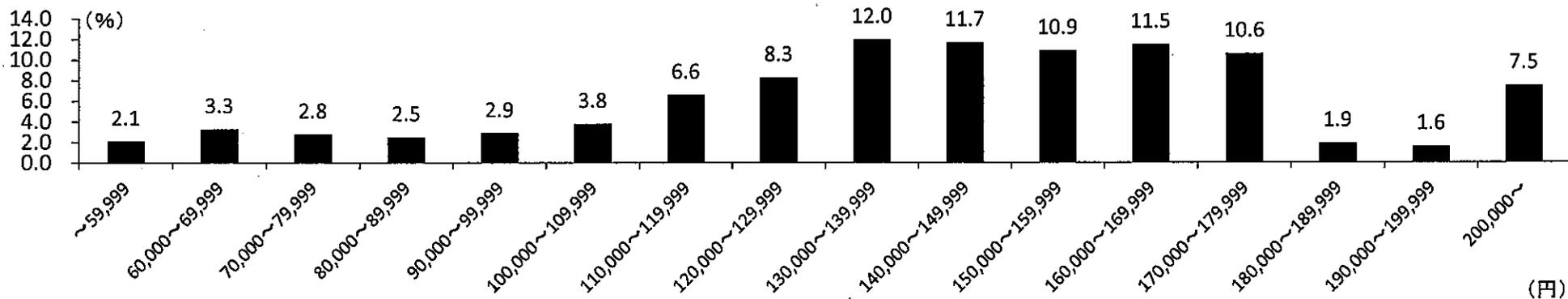
参考：最低賃金(加重平均時間額)でフルタイム働いた者が得る1か月分の手取額 112,467円

$764\text{円} \times 173.8\text{時間}(40\text{時間}/\text{週} \times 52.14\text{週}/\text{年} \div 12\text{か月})\text{労働} \times 0.847(\text{税}\cdot\text{社会保険料を控除})$
 $\doteq 112,467\text{円}$

※税・社会保険料の控除割合として、中央最低賃金審議会平成25年度の第2回目安に関する小委員会提出資料の数字を使用し、便宜上計算したもの

雇用保険受給者の1か月あたりの給付額

雇用保険(基本手当)受給者の1か月あたりの給付額を見ると、月額10万円以上の者の割合が約9割を占めている。



(注1) 1か月あたりの給付額は、基本手当の給付日額×30日

(注2) 平成24年度実績の集計をもとに本グラフを作成している

最低生活保障水準の具体的事例

(月額:単位:円)

	単身世帯(33歳)		2人世帯(夫33歳、妻29歳)	
	東京都区部等(1級地-1)	地方郡部等(3級地-2)	東京都区部等(1級地-1)	地方郡部等(3級地-2)
生活扶助(第1類費・第2類費)	82,740	64,970	125,970	98,660
住宅扶助(注1)	53,700	26,200	69,800	34,100
合計	136,440	91,170	195,770	132,760

	3人世帯(夫33歳、妻29歳、4歳)	
	東京都区部等(1級地-1)	地方郡部等(3級地-2)
生活扶助(第1類費・第2類費)	156,810	123,120
児童養育加算	10,000	10,000
住宅扶助(注1)	69,800	34,100
合計	236,610	167,220

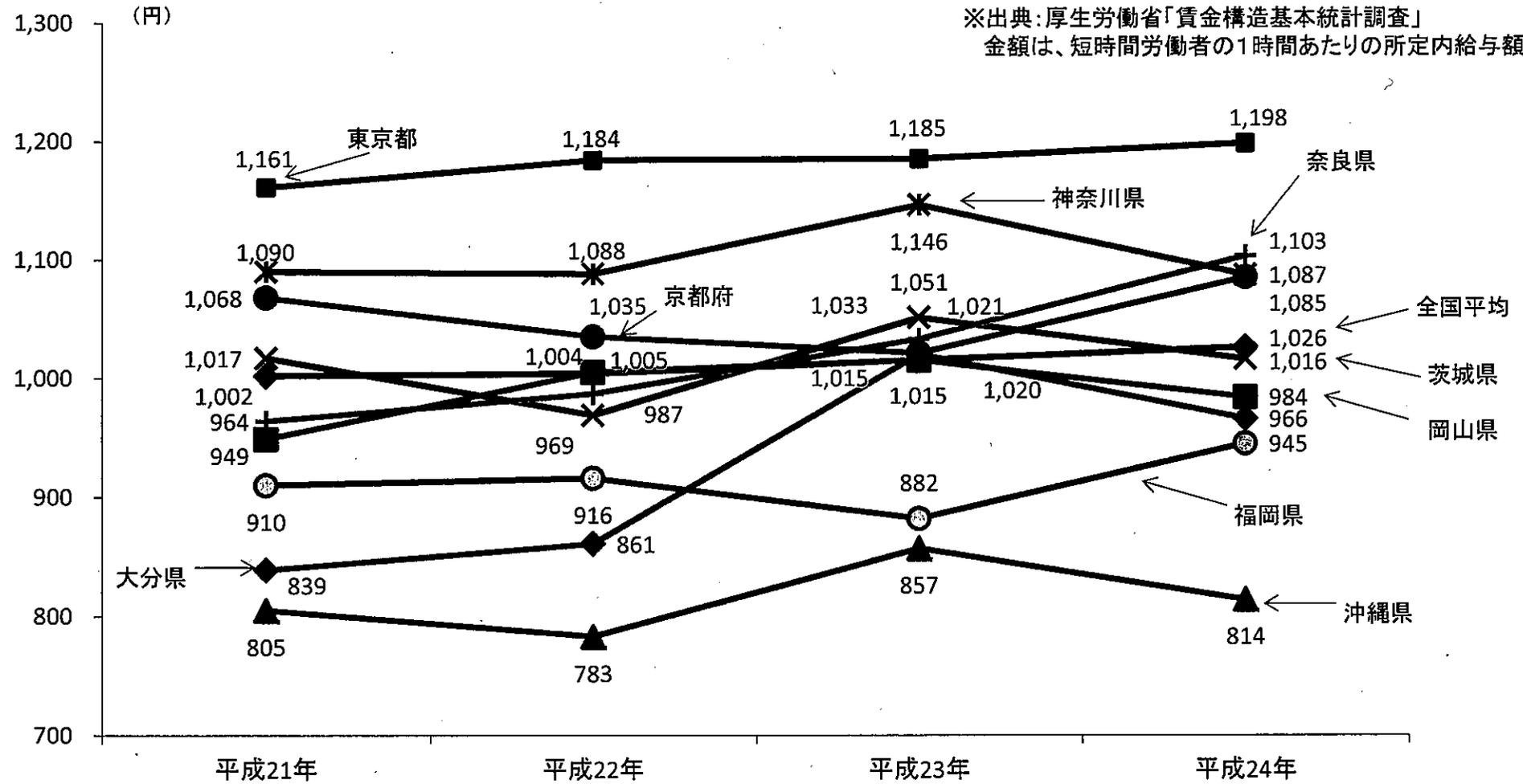
注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、3級地-2:八代市とした場合の上限額の例である。

注2 上記額に加えて、医療扶助等として、医療費等の実費相当が必要に応じ給付される。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

短時間労働者の給与の状況

※出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
金額は、短時間労働者の1時間あたりの所定内給与額



<検討の方向性>

- 雇用保険の給付とのバランスについて、特定求職者の実態を踏まえ、どの層と比較することが適切か。
- 地域ごとの賃金等の実態を踏まえて給付金額を設定すべきか。その場合、どのような要素を考慮すべきか。

職業訓練受講給付金の支給要件(出席要件)について(※雇用保険部会で主に議論)

■現行制度の概要

<出席要件>

- 給付金の支給要件において、出席については「訓練の全ての実施日に出席していること(やむを得ない理由により出席しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)」とされている。
- やむを得ない理由による欠席の場合は、「訓練の実施日数に占める割合が100分の80以上」となっており、遅刻、欠課、早退の場合も1日分を欠席したものとして取扱い。

<やむを得ない理由について>

■「訓練の実施日数」から除外して取り扱っているもの

- ・受講者がインフルエンザ等に感染した場合等

■やむを得ない理由として取り扱っている主な事項

- ・受講者本人の疾病・負傷
- ・天災その他やむを得ない理由のため
- ・法令の定めがある事由によるため(裁判員等)
- ・求人者との面接など、ハローワークに指示された求職活動に参加するため
- ・親族の看護・介護
- ・親族の葬儀等のため
- ・公共職業訓練受講の場合に指定来所日に安定所に赴くため

など

<注>

- ・求人者との面接など、ハローワークに指示された求職活動に参加するため
 - ハローワークは毎月、指定来所日において、次回の指定来所日までに行うべき求職活動を指示。正当な理由なく実施しなければ就職支援拒否として給付金不支給。2回以上同様のことがあればペナルティの対象
 - ・公共職業訓練受講の場合に指定来所日に安定所に赴くため
 - 指定来所日に正当な理由なく来所しなければ、就職支援拒否として給付金不支給。2回以上同様のことがあればペナルティの対象
- ※求職者支援訓練の場合は、受講日と重ならないよう、指定来所日がそもそも設定されているが、公共職業訓練の場合は給付金の対象者のみ個別に指定来所日を設定。

【平成24年度において不支給決定を受けた者の受講状況について】

不支給決定を受けた者	総計		出席要件		出席要件以外	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
訓練を修了	7,270	84.5%	5,538	82.9%	1,955	89.4%
途中退校	1,166	13.5%	1,012	15.2%	174	8.0%
受講中	172	2.0%	128	1.9%	58	2.7%

※ 「総計」については、平成24年度において1度以上不支給決定を受けた者の数を集計している。

※ 「出席要件」及び「出席要件以外」については、それぞれに当てはまる要件を満たさなかったことにより、平成24年度において不支給決定を受けた者の数を集計しているため、いずれにも計上されている場合がある。

■出席要件に対する受講者等からのご意見・ご要望等

○やむを得ない理由以外による欠席での給付金不支給について

- ・体調不良により訓練を欠席した際、医療機関を受診しておらず、市販薬の領収書しかなかったため、やむを得ない理由とは認められず不支給となったが、納得できない。
- ・高齢の母親の体調が悪く訓練を欠席した際、母親は医療機関を受診しておらず、介護認定も受けていなかったことから、やむを得ない理由とは認められず不支給となったが、納得できない。

○やむを得ない理由による欠席で出席率8割未満となった場合の給付金不支給について

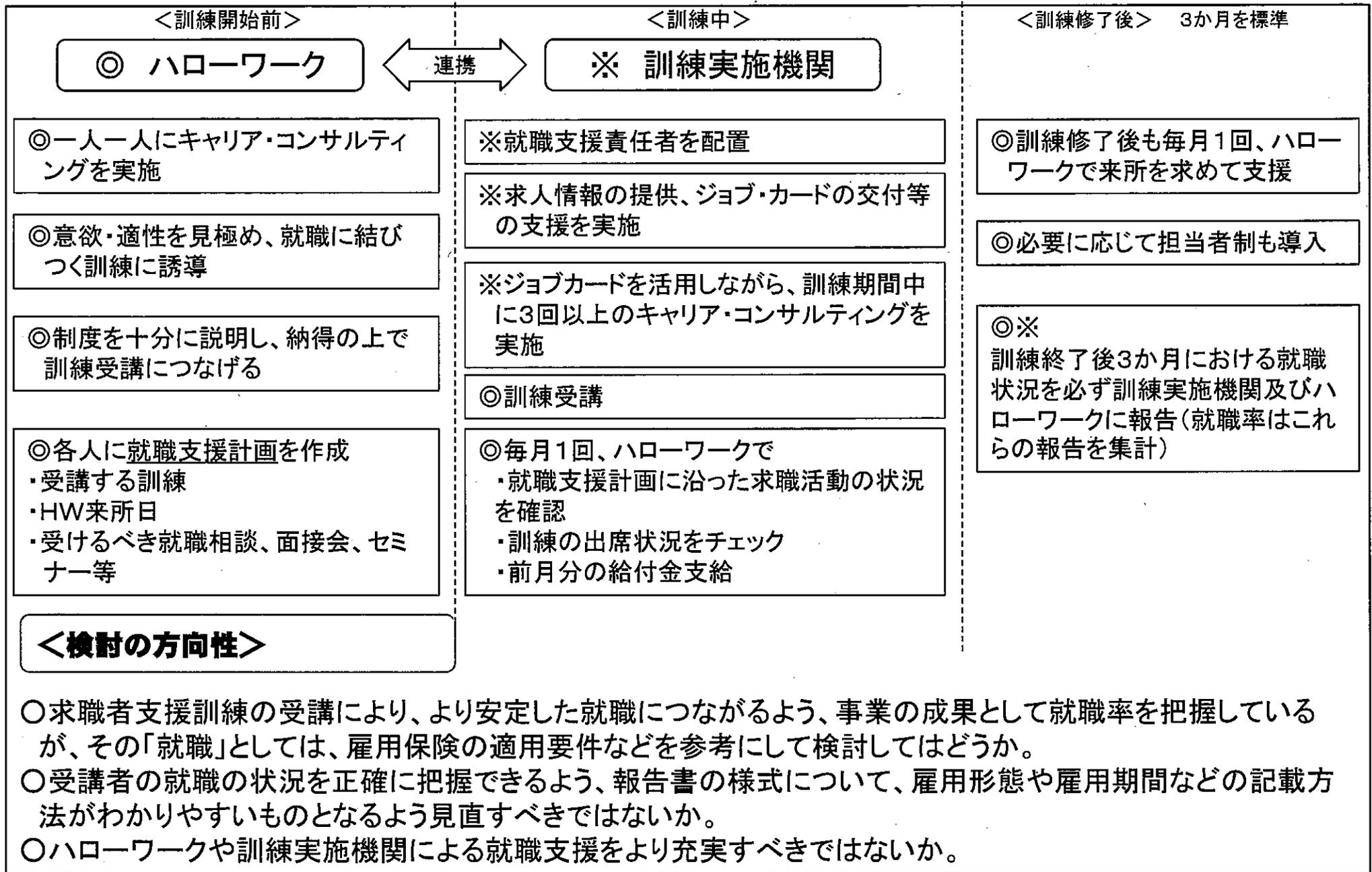
- ・20日の訓練実施日数のうち、6日の欠席(就職面接5日、バス遅延1日)により、出席率が8割未満となり不支給となった。就職を目指す制度なので、面接は欠席として扱わないなどできないか。
- ・19日の訓練実施日数のうち、4日の欠席(いずれも大雪による交通機関遅延)により、出席率が8割未満となり不支給となった。個人の責めによらない事情でも欠席になるのは見直せないか。

<検討の方向性>

○休まざるを得ない状況や、求職者支援制度の仕組み上の理由などから、訓練受講より優先する必要がある場合については、訓練の実施日数から除外して取り扱うことを検討してはどうか。

○やむを得ない理由で遅刻・欠課・早退せざるを得ない場合であっても、残りの時間において出席可能であれば、できるだけ訓練受講を促していくような仕組みにすべきではないか。

安定就職に向けた支援について





(求職者支援法に基づく職業訓練)

氏名 (※1)	(フリガナ)
求職番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 満 () 歳
現在の住所	(〒 -) 電話 ()
被災状況 (○を付けてください)	1 東日本大震災による被災者 (※2) である 2 東日本大震災による被災者ではない

受講した訓練コース	
訓練実施施設名	
訓練コース名	基礎コース ・ 実践コース
訓練科名	
訓練番号	
訓練期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
○を付けてください	修了 ・ 中途退校 (退校日: 年 月 日) (職業訓練受講給付金の) 給付を受けていた ・ 給付を受けていなかった

就職状況	
○を付けてください	1 就職した又は内定した 2 自営を始めた 3 未就職 4 公共職業訓練受講中又は決定した (※3)
就職経路 (○を付けてください)	(上記で「1 就職した又は内定した」を回答した場合) 1 ハローワーク紹介による就職 2 実習先事業所への就職 3 求人広告 4 友人・知人の紹介 5 その他 ()
事業所名	(フリガナ)
事業所の所在地	(〒 -) 電話 ()
雇用保険適用事業所番号	※「自営を始めた方」のみ記載してください。
就職 (予定) 日	平成 年 月 日
雇用形態	正社員 パート アルバイト 派遣 (※規定あり) その他 (具体的に)
雇用保険	1 雇用保険の対象である 2 雇用保険の対象でない 3 わからない
雇用期間 (○を付けてください)	雇用期間の定めが なし・あり (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
関連就職 (○を付けてください)	訓練コースの内容に関連した業種または職種への 就職である ・ 就職でない

(センター記載欄) 受付センター	受付日 平成 年 月 日	受付者
------------------	--------------	-----

(求職者支援法に基づく職業訓練)

氏名	(フリガナ)
求職番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 満 () 歳
現在の住所	(〒 -) 電話 ()

受講した訓練コース	
訓練実施施設名	
訓練コース名	基礎コース ・ 実践コース
訓練科名	
訓練番号	
訓練期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
○を付けてください	修了 ・ 中途退校 (退校日: 年 月 日)

就職先	
事業所名	(フリガナ)
事業所の所在地	(〒 -) 電話 ()
就職予定日	平成 年 月 日
雇用形態	正社員 パート アルバイト 派遣 その他 (具体的に)
雇用期間 (○を付けてください)	雇用期間の定めが なし・あり (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
関連就職 (○を付けてください)	訓練コースの内容に関連した業種または職種への 就職である ・ 就職でない
就職経路 (○を付けてください)	1 ハローワーク紹介による就職 2 実習先事業所への就職 3 求人広告 4 友人・知人の紹介 5 その他 ()

ハローワーク記載欄	受付ハローワーク	受付日 平成 年 月 日	受付者
-----------	----------	--------------	-----

求職者支援制度の財源について

<現行>

- 制度を利用することで、安定した就職を促進し、雇用状況の改善につながるものであることから、雇用保険の附帯事業として位置づけ。

(原則) 国庫負担1/2 労使負担1/2(労使折半)



雇用保険と同様の国庫負担の暫定措置(原則の55/100を負担)の適用

(現行) 国庫負担27.5/100 労使負担72.5/100(労使折半)

※1 平成22年12月17日 国家戦略担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣 合意(抄)

- 国庫負担は、生活給付については給付額の2分の1とする。職業訓練については、生活給付に係る負担割合との均衡を失しないよう配慮するものとする。
- 求職者支援制度に係る国庫負担については、失業等給付に係る国庫負担の暫定措置を適用する。
- なお、仮に、緊急人材育成支援事業の終了後において、緊急人材育成・就職支援基金に残額(当該事業の実施のためのものに限る)が生じた場合には、求職者支援制度が、実質的に当該事業を恒久化するものであることに鑑み、当該残額を求職者支援制度の財源として活用する。

※2 平成23年1月31日 労働政策審議会建議(求職者支援制度について)(抄)

- 雇用保険の国庫負担と同様に、できるだけ速やかに暫定措置の廃止を行うべきである。
- 基金事業を恒久化するものであることに鑑み、3大臣の合意にあるとおり、基金事業の終了後において、基金の残額は、全て求職者支援制度の財源として活用し、23年度は実質的に全額国庫、その後当分の間は実質的に国庫負担1/2を確保すべきである。
- 施行後3年を経過した時点で、雇用保険制度とは切り離し、財源についても全額一般財源で措置するという本来あるべき制度に見直すべく、引き続き検討していくべきである。この見直しの検討については、法律上も明記すべきである。

※3 求職者支援法の検討規定(附則第13条第2項)

- 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〈求職者支援制度の予算決算の状況〉

(単位:億円)

	23年度				24年度				25年度		26年度	
	予算額		決算額		予算額		決算額		予算額		概算要求額	
	労使	国庫	労使	国庫	労使	国庫	労使	国庫	労使	国庫	労使	国庫
給付等額	747		76		1,384		466		580		504	
	542	205	45	31	1,003	381	338	128	420	160	366	138
給付金	447		62		838		256		316		277	
	324	123	45	17	608	230	185	70	229	87	201	76
奨励金	298		14		533		211		262		226	
	216	82	0	14	386	147	153	58	190	72	164	62
貸付	2		0		13		0.04		2.2		1	
	1.6	0.5	0	0	9.3	3.5	0.03	0.01	1.6	0.6	0.7	0.3

〈緊急人材育成支援事業の残額〉

○24年度末の保有額 763億2,832万円
 うち25年度以降の後年度負担額 10億9,183万円
 基金残額 752億3,648万円

〈検討の方向性〉

○ 制度の実施状況や、見直し内容の検討の方向性などを踏まえて、財源についてどのように考えるか。

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
「国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について」(抄)
 (平成25年10月16日 会計検査院)

3. 検査の状況

(3) 個別の基金の状況

イ 個別の基金において検討すべき事態

③ 基金事業として使用見込みのない額を保有しているもの

所管府省名	基金法人名	基金名	使用見込みのない額
厚生労働省	中央職業能力開発協会	緊急人材育成・就職支援基金 (緊急人材育成支援事業)	752億3648万円

開発協会は、平成21年度に厚生労働省から交付金の交付を受けて、「緊急人材育成・就職支援基金(緊急人材育成支援事業)」を設置造成している。同基金は、取崩型で、雇用保険の求職者給付を受給できない者に対し、訓練・生活支援給付金の支給等を行うものである。同省から開発協会への交付金は、平成21年度第1次補正予算により4784億3900万円が交付された。その後、21年10月に「平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて」により、23年度末としていた新規申請の受付の終了時期を22年度末とし、23年度分に相当する1903億9594万円を21年12月に国庫へ返納している。その後、平成22年度補正予算により、990億0756万円を交付し、新規申請の受付の終了時期を23年9月末に延長している。

検査したところ、新規申請の受付は23年9月末で終了しており、後年度負担分を除いた額は、使用見込みのない額となっていた。同基金の終了後に残額が生じた場合は、22年12月の国家戦略担当大臣、財務大臣及び厚生労働大臣による合意文書である「平成23年度予算における求職者支援制度及び雇用保険国庫負担の本則復帰の取扱いについて」において、同基金の後継となる国直轄の事業である求職者支援制度の財源として活用することとされていたが、求職者支援制度の財源として活用されることなく、開発協会が保有し続けている状況となっていた。

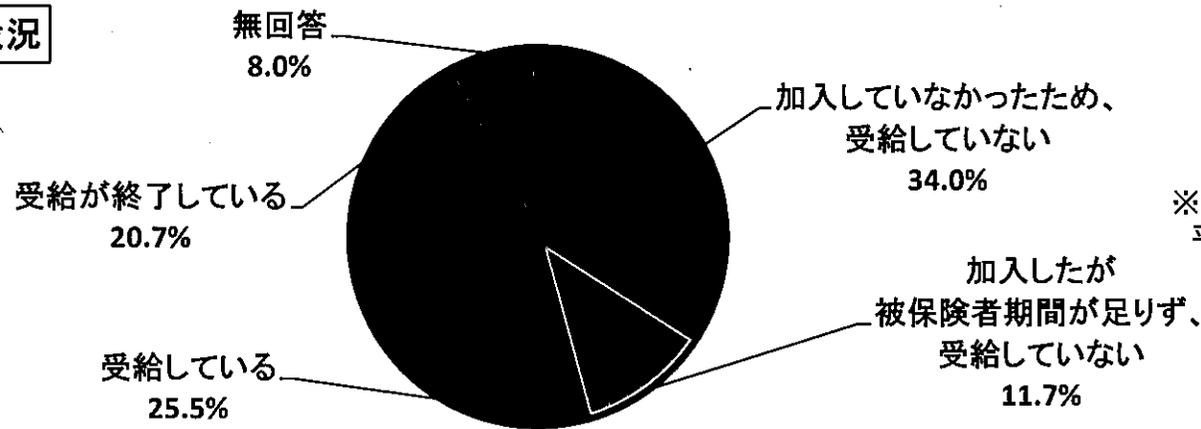
24年度末の基金保有額763億2832万円に対し、25年度以降の後年度負担額は10億9183万円となっており、この差額752億3648万円が基金事業として使用見込みのない額となっている。



■雇用保険の受給状況等

- 雇用保険の受給が終了した者など、雇用保険制度に加入していた者の割合が約58%
- 雇用保険未加入者の割合が34.0%
- 訓練終了後3か月以内に就職した者のうち、雇用保険に加入した者の割合は7～8割程度

雇用保険受給状況



※ 求職者支援訓練受講者を対象とした平成24年度JILPT調査結果から作成

訓練終了後3か月以内に就職した者の雇用保険加入状況

	就職率	就職者のうち雇用保険加入した割合	修了者等のうち雇用保険加入した割合
基礎	77.5%	80.7%	62.6%
実践	77.0%	66.1%	50.9%

※平成25年4月末までに終了した訓練コース

※就職者が就職状況報告の時に自己申告した内容に基づいているが、実践コースについては、付加奨励金の審査時点において、都道府県労働局による被保険者記録の確認結果を反映したものが含まれる値

